# 「特定保健用食品の表示許可等について」の一部改正について

| 改正後                           | 現行 (平成 26 年 10 月 30 日 消食表第 259 号)          |
|-------------------------------|--|
| 別添1 特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領      | 別添1 特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領                   |
|                               |  |
| 1 目的                          | 1 目的                                       |
| (略)                           | (略)  |
|                               |  |
| 2 用語の定義                       | 2 用語の定義                                    |
| この要領における用語の定義は、次に定めるところによること。 | この要領における用語の定義は、次に定めるところによること。              |
| (1)~(8) (略)                   | (1) ~ (8) (略)                              |
| (9) 栄養素等表示基準値                 | (9) 栄養素等表示基準値                              |
| 食品表示基準(平成27年內閣府令第10号)第2条第1項   | 「日本人の食事摂取基準(2005年版)」(以下「食事摂取基準」と           |
| 第 12 号で定めるものをいう。              | いう。) によって食事摂取基準が示された栄養成分について、食品の           |
|                               | 表示の際に用いられる基準値として食事摂取基準を性及び年齢階級             |
|                               | ごとの人口により加重平均した値をいう。(「日本人の食事摂取基準            |
|                               | (2005 年版)」の策定に伴う食品衛生法施行規則の一部改正等につい         |
|                               | て」(平成 17 年 7 月 1 日付け食安発第 0701006 号厚生労働省医薬食 |
|                               | 品局食品安全部長通知第1参照。)                           |
| 3 表示                          | 3 表示                                       |
| (1)表示事項                       | (1)表示事項                                    |
| 記載については、次の点に留意すること。           | 記載については、次の点に留意すること。                        |
| ア〜ウ (略)                       | ア~ウ (略)                                    |

## エ 栄養成分の量及び熱量

栄養成分<u>の</u>量及び熱量の表示は、<u>食品表示基準に基づくととも</u> <u>に、</u>試験検査機関による分析した結果を<u>基に</u>適切に表示すること。 また、関与成分の量については、消費期限又は賞味期限を通じて含 有する値とすること。

# エ 栄養成分量及び熱量

栄養成分量及び熱量の表示は、次の点に留意すること。

- (ア) 栄養成分量及び熱量については、熱量、たんぱく質、脂質、 炭水化物 (糖質及び食物繊維の表記をもってこれに代える場合 にあっては、糖質及び食物繊維。以下同じ。)、ナトリウム及 び関与成分の 100g 若しくは 100ml 又は1食分、1包装その他 の1単位当たりの含有量を表示すること。
  - なお、記載順は、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム及び関与成分の順とすること。
- (イ) (ア) 以外の栄養成分(栄養表示基準(平成 15 年厚生労働 省告示第 176 号) 別表第1に掲げるものに限る。) を表示する 場合は、その 100g 若しくは 100ml 又は1食分、1包装その他 の1単位当たりの含有量をナトリウムと関与成分の間に表示 すること。
- (ウ) 栄養成分量及び熱量は、試験検査機関による分析した結果を参考として適切に表示すること。その際、関与成分以外の栄養成分の表示については、栄養表示基準を遵守すること。ただし、栄養表示基準第3条第3項に定める原材料における栄養成分の量から算出して得られた値、当該食品と同様の組成と考えられるものを分析して得られた値その他の合理的な推定により得られた値を記載することはできない。

また、関与成分の量については、消費期限又は賞味期限を通じて含有する値とすること。

オ 原材料名及び添加物の表示 食品表示基準に基づくこと。

カ~シ (略)

ス 消費期限又は賞味期限、保存の方法、製造所所在地及び製造者の 氏名

これらの表示方法については、<u>食品表示基準</u>に基づき適切に記載すること。

セ (略)

- (2) (略)
- (3)表示の取扱い

表示の取扱いについては、食品表示基準に基づくとともに、以下の 点についても留意すること。

- オ 原材料の名称
- (ア) 製造に使用した全ての原材料(添加物を含む。以下同じ。)を表示すること。
- (イ)添加物の表示は、食品衛生法第 19 条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成 23 年内閣府令第 45 号)に定める方法によること。なお、栄養強化の目的で使用した添加物の名称も記載すること。
- (ウ) 栄養強化の目的で使用した添加物以外の添加物を除く原材料の 名称は、配合割合の多い順に記載すること。

カ~シ (略)

ス 消費期限又は賞味期限、保存の方法、製造所所在地及び製造者の 氏名

これらの表示方法については、<u>「食品衛生法に基づく表示について」(平成24年2月24日付け消食表第46号)の「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令に基づく表示指導要領」等</u>に基づき適切に記載すること。

セ (略)

- (2) (略)
- (3)表示の取扱い
  - <u>ア</u> (1) に掲げる表示事項は、次の場合を除き邦文をもって記載すること。英文又はローマ字の記載は認めないこと。

- <u>ア</u> (1) に掲げる表示事項は、一括して表示する等読みやすいように表示すること。なお、一括して表示する場合は、次のように取り扱って差し支えないこと。
- (ア)表示項目名について、次のように簡略に記載すること。
  - a 「許可を受けた表示の内容」を「許可表示」とすること

- b 「摂取をする上での注意事項」を「摂取上の注意」とすること
- ┏ 「摂取、調理又は保存の方法に関し、特に注意を必要とする事項」を「摂取、調理又は保存方法の注意」とすること
- **d** 「許可を受けた者が製造者以外の者であるとき、当該許可を受けた者の営業所所在地及び氏名」を「販売者」又は「許可を受けた者」とすること
- (イ) (略)

- (ア)「株式会社」を表す「KK」とする場合
- (イ)単位を表す記号、例えば mg、IU等の場合
- イ 表示は、原則として日本工業規格 Z8305 (1692) に規定する8ポイント以上の大きさの統一のとれた活字で行うものとするが、表示可能面積がおおむね 150cm² 以下のものにあっては、日本工業規格に規定する5.5ポイント以上の大きさの統一のとれた活字で行うものとする。
- <u>ウ</u> (1) に掲げる表示事項は、一括して表示する等読みやすいように表示すること。なお、一括して表示する場合は、次のように取り扱って差し支えないこと。
  - (ア) 表示項目名について、次のように簡略に記載すること。
    - <u>a</u>「製造所所在地及び製造者氏名」を「製造者」とすること
    - b 「許可を受けた表示の内容」を「許可表示」とすること
    - c 「栄養成分量及び熱量」を「成分分析表」又は「栄養成分表示」 とすること
    - <u>d</u>「原材料の名称」を「原材料名」とすること
    - e 「摂取をする上での注意事項」を「摂取上の注意」とすること
    - <u>f</u> 「摂取、調理又は保存の方法に関し、特に注意を必要とする事項」を「摂取、調理又は保存方法の注意」とすること
    - g 「許可を受けた者が製造者以外の者であるとき、当該許可を受けた者の営業所所在地及び氏名」を「販売者」又は「許可を受けた者」とすること
  - (イ) (略)

(ウ)表示する内容がない場合に、表示項目名を含め、記載を省略すること。

<u>イ</u>~<u>オ</u> (略)

- 4 申請手続
- (1) (略)
- (2) 申請時の注意事項

ア (略)

- イ 審査申請書の提出部数は、特定保健用食品(規格基準型及び再許可等を除く)にあっては食品の種類ごとに正本1部副本3部、特定保健用食品(規格基準型)及び特定保健用食品(再許可等)にあっては食品の種類ごとに正本1部副本1部とすること。
- <u>ウ</u> <u>許可申請書の提出部数は正本1部副本1部、承認申請書の提出部</u> 数は正本1部とすること。

<u>エ、オ</u> (略)

- (3) 許可申請書の進達
  - ア 許可申請書の提出を受けた都道府県知事は、別添2に示した留意 事項を踏まえて、許可申請書の不備の有無を点検の上、適当と認め られるものを別紙様式3により消費者庁長官に正本1部進達する こと。

- (ウ)消費期限又は賞味期限の表示について、一括表示内に「○○に 記載」と表示した上で、見やすい箇所に賞味期限△△等と記載す ること。
- (エ)表示する内容がない場合に、表示項目名を含め、記載を省略すること。

エ~キ (略)

- 4 申請手続
- (1) (略)
- (2) 申請時の注意事項

ア (略)

イ 審査等申請書の提出部数は、審査申請書及び承認申請書にあっては食品の種類毎に正本1部副本1部、許可申請書にあっては正本 1部副本2部とすること。

ウ、エ (略)

- (3) 許可申請書の進達
  - ア 許可申請書の提出を受けた都道府県知事は、別添2に示した留意 事項を踏まえて、許可申請書の不備の有無を点検の上、適当と認め られるものを別紙様式3により消費者庁長官に正本1部 <u>副本1部</u> 進達すること。

イ (略)

#### 5 製品見本の試験検査(許可試験)

#### (1) 試験検査の依頼

小規模に試作する場合と実際に商品として市販するために大規模に製造する場合とでは、栄養成分の添加技術に著しい差異を生じるおそれがあるので、単に試作の段階で申請することなく、実際に商品として販売する際に行う原料の配合、製造方法等に従って製造したものであって、市販される包装容器に収められたものを製品見本とすること。

製品見本の試験検査は、<u>申請後</u>、審査申請書の写しを添付して、申請者が直接、<u>国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所</u>(以下「研究所」という。)又は法第 26 条第 3 項に規定する登録試験機関に持ち込む。

試験検査依頼の際には、研究所にあっては、施行令第3条第2号に 定める額、登録試験機関にあっては、法第26条の8第1項の試験業 務規程に定める額をそれぞれ納付するものとする。

具体的な試験検査依頼の方法は、研究所又は登録試験機関の定める 方法に従う。

## (2) (略)

## 6 審査

# (1)審査の手順

イ (略)

#### 5 製品見本の試験検査(許可試験)

#### (1) 試験検査の依頼

小規模に試作する場合と実際に商品として市販するために大規模に製造する場合とでは、栄養成分の添加技術に著しい差異を生じるおそれがあるので、単に試作の段階で申請することなく、実際に商品として販売する際に行う原料の配合、製造方法等に従って製造したものであって、市販される包装容器に収められたものを製品見本とすること。

製品見本の試験検査は、<u>消費者庁食品表示企画課より指示を受けた</u>後、審査申請書の写しを添付して、申請者が直接、<u>独立行政法人国立</u>健康・栄養研究所 (以下「研究所」という。)又は法第26条第3項に規定する登録試験機関に持ち込む。

試験検査依頼の際には、研究所にあっては、施行令第3条第2号に 定める額、登録試験機関にあっては、法第26条の8第1項の試験業 務規程に定める額をそれぞれ納付するものとする。

具体的な試験検査依頼の方法は、研究所又は登録試験機関の定める 方法に従う。

# (2) (略)

#### 6 審査

# (1)審査の手順

ア 消費者庁食品表示企画課において申請書を受け付け、申請書及び 添付資料の確認を行った後、消費者委員会及び食品安全委員会 <u>へ諮</u> <u>間を行い、両委員会</u>において審査を行う。<u>なお、</u>審査の順序につい ては、消費者委員会新開発食品調査部会新開発食品評価調査会にお いて有効性の審査 並びに食品安全委員会において安全性の審査を 行い、消費者委員会新開発食品調査部会において有効性及び安全性 の審査を行う。

イ~エ (略)

(2)標準的事務処理期間

特定保健用食品の保健の用途等の審査及び表示の許可等に要する標準的事務処理期間は、<u>許可等</u>申請書<u>及び審査申請書</u>が受理された 日から5か月とする。

ただし、本期間に提出された書類、添付資料等に不備があり、これを申請者が修正するのに要する期間並びに消費者委員会及び食品安全委員会における審査の期間は含まないものとする。

なお、特定保健用食品(規格基準型)にあっては、標準的事務処理 期間は <u>、許可等申請書及び審査</u>申請書が受理された日から<u>2</u>か月と する。

- 7 次の要件に適合するものについて許可等を行うものであること。
- (1) <u>食品又は関与成分が、ビール等のアルコール飲料や、ナトリウム、</u> 糖分等を過剰摂取させることとなるものではないこと。
- $(2) \sim (8)$  (略)

ア 消費者庁食品表示企画課において申請書を受け付け、申請書及び 添付資料の確認を行った後、消費者委員会及び食品安全委員会にお いて審査を行う。審査の順序については、消費者委員会新開発食品 調査部会新開発食品評価調査会において有効性の審査 <u>を行った後</u> に食品安全委員会において安全性の審査を行い、消費者委員会新開 発食品調査部会において有効性及び安全性の審査を行う。

イ~エ (略)

(2)標準的事務処理期間

特定保健用食品の保健の用途等の審査及び表示の許可等に要する 標準的事務処理期間は、申請書が受理された日から6か月とする。

ただし、本期間に提出された書類、添付資料等に不備があり、これを申請者が修正するのに要する期間並びに消費者委員会及び食品安全委員会における審査の期間は含まないものとする。

なお、特定保健用食品(規格基準型)にあっては、標準的事務処理 期間は申請書が受理された日から3か月とする。

- 7 次の要件に適合するものについて許可等を行うものであること。
- (1) 食生活の改善が図られ、健康の維持増進に寄与することが期待できるものであること。
- $(2) \sim (8)$  (略)

- 8 (略)
- 9 許可後の取扱い
- (1)変更事項の届出

既許可食品について、次のような変更事項があった場合は、別紙様式6により、許可を受けたものにあっては都道府県知事を経由して、承認を受けたものにあっては直接、消費者庁食品表示企画課に届書を提出すること。

ア (略)

イ 義務表示事項のうち次に掲げるものに係る変更

(ア)、(イ) (略)

(ウ)製品の同一性を失わず、保健の用途の効果の変化を伴わない範囲における原材料の配合割合、製造方法、栄養成分<u>の</u>量(関与成分以外の成分量に限る。)又は熱量の変更

変更の理由、製品の同一性を失わず、保健の用途の効果の変化を伴わない理由及びその科学的な裏付けとなる説明資料、試験検 査機関において行った栄養成分<u>の</u>量及び熱量の成分分析試験検 査成績書を添付すること。

(工)、(才) (略)

ウ (略)

 $(2) \sim (5)$  (略)

10 (略)

- 8 (略)
- 9 許可後の取扱い
- (1)変更事項の届出

既許可食品について、次のような変更事項があった場合は、別紙様式6により、許可を受けたものにあっては都道府県知事を経由して、承認を受けたものにあっては直接、消費者庁食品表示企画課に届書を提出すること。

ア (略)

イ 義務表示事項のうち次に掲げるものに係る変更

(ア)、(イ) (略)

(ウ)製品の同一性を失わず、保健の用途の効果の変化を伴わない範囲における原材料の配合割合、製造方法、栄養成分量(関与成分以外の成分量に限る。)又は熱量の変更

変更の理由、製品の同一性を失わず、保健の用途の効果の変化を伴わない理由及びその科学的な裏付けとなる説明資料、試験検査機関において行った栄養成分量及び熱量の成分分析試験検査成績書を添付すること。

(工)、(才) (略)

ウ (略)

 $(2) \sim (5)$  (略)

10 (略)

別紙様式1

特定保健用食品表示許可申請書

年月日

特定保健用食品表示許可申請書

年月日

消費者庁長官 殿

申請者住所(法人にあっては主たる事務所所在地) "氏名(法人にあっては名称及び代表者)印

健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定により 特定保健用食品の表示の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

 $1 \sim 9$  (略)

10 栄養成分の量及び熱量

11~14 (略)

(注) (略)

消費者庁長官 殿

別紙様式1

申請者住所(法人にあっては主たる事務所所在地) "氏名(法人にあっては名称及び代表者) 印

健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定により 特定保健用食品の表示の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

 $1 \sim 9$  (略)

10 栄養成分量及び熱量

11~14 (略)

(注) (略)

以上

別紙様式2

特定保健用食品表示承認申請書

年月日

以上

別紙様式2

特定保健用食品表示承認申請書

年月日

消費者庁長官 殿

申請者住所(法人にあっては主たる事務所所在地) "氏名(法人にあっては名称及び代表者)印 消費者庁長官 殿

申請者住所(法人にあっては主たる事務所所在地) ル 氏名(法人にあっては名称及び代表者) 印

健康増進法(平成14年法律第103号)第29条第1項の規定により 健康増進法(平成14年法律第103号)第29条第1項の規定により 特定保健用食品の表示の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。 特定保健用食品の表示の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。 記 記  $1 \sim 9$  (略)  $1 \sim 9$  (略) 10 栄養成分量及び熱量 10 栄養成分の量及び熱量 11~14 (略) 11~14 (略) (注) (略) (注) (略) 以上 以上 別紙様式3~7 (略) 別紙様式3~7 (略) 参考様式 (略) 参考様式1(略) 参考様式2 特定保健用食品表示許可申請取下げ願 平成 年 月 日

消費者庁次長 殿

| 申請者任所申請者氏名                          |                            |
|-------------------------------------|----------------------------|
| 健康増進法に基づく、下記の特定保健用食品の表示許可申請を取り下げます。 |                            |
| <u>記</u>                            |                            |
| <u>1 商品名</u>                        |                            |
| 2     申請年月日       平成     年月日        |                            |
| 3 取り下げの理由                           |                            |
| 別添2 特定保健用食品申請に係る申請書作成上の留意点          | 別添2 特定保健用食品申請に係る申請書作成上の留意点 |
| 第1 許可等申請書の留意事項                      | 第1 許可等申請書の留意事項             |

特定保健用食品の表示許可申請書または承認申請書については、次の事項に留意すること。

- $(1) \sim (7)$  (略)
- (8) 原材料及び添加物 の配合割合

ア 製造に使用する <u>全ての原材料及び添加物</u> と、その配合数量及び その配合数量によって製造される製品の重量を記載すること。

イ 配合する <u>原材料及び添加物の名称</u> は一般名称を用い商品名は用いないこと。添加物の名称については、<u>食品表示基準</u>(平成 27 年 内閣府令第 10 号) に定める方法によること。なお、栄養強化の目的で使用した添加物についても記載すること。

ウ、エ (略)

- (9) (略)
- (10) 栄養成分の量及び熱量

<u>栄養成分の量及び熱量の表示は、食品表示基準に基づくとともに、</u> 試験検査機関の分析した結果を基に適切に表示すること。

なお、関与成分が栄養素等表示基準値の示されている成分である場合、一日摂取目安量に含まれる関与成分の栄養素等表示基準値に占める割合も記載すること。

(11) ~ (14) (略)

第2 審査申請書の留意事項

特定保健用食品の表示許可申請書または承認申請書については、次の事項に留意すること。

- $(1) \sim (7)$  (略)
- (8) 原材料の配合割合

ア 製造に使用する <u>すべての原材料</u>と、その配合数量及びその配合 数量によって製造される製品の重量を記載すること。

イ 配合する<u>原材料の名称</u>は一般名称を用い商品名は用いないこと。 添加物の名称については、食品衛生法第 19 条第1項の規定に基づ <u>く表示の基準に関する内閣府令(平成 23 年内閣府令第 45 号)</u>に定 める方法によること。なお、栄養強化の目的で使用した添加物につ いても記載すること。

ウ、エ (略)

- (9) (略)
- (10) 栄養成分量及び熱量

試験検査機関の分析結果等を基に、当該食品に表示する熱量、たん ぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム及び関与成分の含有量を記載す ること。

なお、関与成分が栄養素等表示基準値の示されている成分である場合、一日摂取目安量に含まれる関与成分の栄養素等表示基準値に占める割合も記載すること。

- $(11) \sim (14)$  (略)
- 第2 審査申請書の留意事項

特定保健用食品の審査申請書及びその添付資料については、次の事項に留意すること。

1 審查申請書

(略)

2 審査申請書の添付資料

 $(1) \sim (3)$  (略)

(4) 食品及び特定の保健の目的に資する栄養成分に係る保健の用途及び 一日当たりの摂取目安量を医学的及び栄養学的に明らかにした資料 以下に掲げる資料を添付する。

また、適切な条件の下で行った試験結果に基づくものであり、かつ、 再現性のあるデータの提出に努めること。

ア (略)

イ ヒトを対象とした試験

原則として、審査申請する食品(以下「申請食品」という。)を 用いて実施する。動物試験において保健の用途に係る有効性を確認 した後、ヒト試験を実施し、保健の用途に係る効果及び摂取量を確 認する。

(ア) (略)

(イ) 試験実施上の留意点

ヒト試験は、ヘルシンキ宣言の精神に則り、常に被験者の人権 保護に配慮し、倫理委員会等の承認を得て、医師の管理の下に実 施する。実施に当たっては、「人を対象とする医学系研究に関す 特定保健用食品の審査申請書及びその添付資料については、次の事項に留意すること。

1 審査申請書

(略)

2 審査申請書の添付資料

 $(1) \sim (3)$  (略)

(4) 食品及び特定の保健の目的に資する栄養成分に係る保健の用途及び 一日当たりの摂取目安量を医学的及び栄養学的に明らかにした資料 以下に掲げる資料を添付する。

また、適切な条件の下で行った試験結果に基づくものであり、かつ、 再現性のあるデータの提出に努めること。

ア (略)

イ ヒトを対象とした試験

原則として、審査申請する食品(以下「申請食品」という。)を 用いて実施する。動物試験において保健の用途に係る有効性を確認 した後、ヒト試験を実施し、保健の用途に係る効果及び摂取量を確 認する。

(ア) (略)

(イ) 試験実施上の留意点

ヒト試験は、ヘルシンキ宣言の精神に則り、常に被験者の人権 保護に配慮し、倫理委員会等の承認を得て、医師の管理の下に実 施する。実施に当たっては、「疫学研究に関する倫理指針(平成 る倫理指針」(平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第3号。 以下「倫理指針」という。)に従う。

また、被験者の割り付け方法等に十分配慮し、統計学的に十分な有意差の有無を確認するに足りる試験方法と被験者を設定することが必要である。

クロスオーバー試験では、試験期間が長くなることから、指標が摂取終了後に摂取前の値に回復するか(ウォッシュアウトが十分になされるか) という点に留意する必要がある。また、並行群間試験では、個人差のばらつきを解消するために、十分な例数が必要になる。

なお、試験は原則として、社外ボランティアを被験者として第 三者機関で実施すること。

(ウ)、(エ) (略)

ウ (略)

(5) 食品及び特定の保健の目的に資する栄養成分の安全性に関する資料 以下に掲げる資料を添付する。

また、適切な条件の下で行った試験結果に基づくものであり、かつ、 再現性のあるデータの提出に努めること。

なお、特定保健用食品(規格基準型)については、原則として、ヒト試験により過剰摂取時の検証を行い、有害事象の有無等を確認することのみをもって当該資料として差し支えない。

16 年文部科学省・厚生労働省告示第1号、平成20年一部改正。 以下「疫学研究倫理指針」という。)」に従う。

<u>なお、疫学研究倫理指針については、現在見直しが行われてい</u>ることから、注視すること。

また、被験者の割り付け方法等に十分配慮し、統計学的に十分 な有意差の有無を確認するに足りる試験方法と被験者を設定す ることが必要である。

クロスオーバー試験では、試験期間が長くなることから、指標 が摂取終了後に摂取前の値に回復するか(ウォッシュアウトが十 分になされるか) という点に留意する必要がある。また、並行 群間試験では、個人差のばらつきを解消するために、十分な例数 が必要になる。

なお、試験は原則として、社外ボランティアを被験者として第 三者機関で実施すること。

(ウ)、(エ) (略)

ウ (略)

(5) 食品及び特定の保健の目的に資する栄養成分の安全性に関する資料 以下に掲げる資料を添付する。

また、適切な条件の下で行った試験結果に基づくものであり、かつ、 再現性のあるデータの提出に努めること。

なお、特定保健用食品(規格基準型)については、原則として、ヒト試験により過剰摂取時の検証を行い、有害事象の有無等を確認することのみをもって当該資料として差し支えない。

ア (略)

イ ヒト試験等

ヒト試験により、過剰摂取時及び長期摂取時における安全性の確認を行う。

また、関与成分又は同種の食品等におけるアレルギーの発生等の 有害情報に関する文献検索を行い、該当するものについて資料とし て添付する。

(ア) (略)

(イ) 試験実施上の留意点

ヒト試験は、ヘルシンキ宣言の精神に則り、常に被験者の人権 保護に配慮し、倫理委員会等の承認を得て、医師の管理の下に実 施する。実施に当たっては、倫理指針に従う。

また、被験者の割り付け方法等に十分配慮し、統計学的に十分な有意差の有無を確認するに足りる試験方法と被験者を設定することが必要である。

なお、試験は原則として、社外ボランティアを被験者として第 三者機関で実施すること。

(ウ)、(エ) (略)

ウ (略)

 $(6) \sim (8)$  (略)

(9) 栄養成分の量及び熱量の試験検査の成績書

ア (略)

イ ヒト試験等

ヒト試験により、過剰摂取時及び長期摂取時における安全性の確認を行う。

また、関与成分又は同種の食品等におけるアレルギーの発生等の 有害情報に関する文献検索を行い、該当するものについて資料とし て添付する。

(ア) (略)

(イ) 試験実施上の留意点

ヒト試験は、ヘルシンキ宣言の精神に則り、常に被験者の人権 保護に配慮し、倫理委員会等の承認を得て、医師の管理の下に実 施する。実施に当たっては、疫学研究倫理指針に従う。

<u>なお、疫学研究倫理指針については、現在見直しが行われてい</u>ることから、注視すること。

また、被験者の割り付け方法等に十分配慮し、統計学的に十分 な有意差の有無を確認するに足りる試験方法と被験者を設定す ることが必要である。

なお、試験は原則として、社外ボランティアを被験者として第 三者機関で実施すること。

(ウ)、(エ) (略)

ウ (略)

 $(6) \sim (8)$  (略)

(9) 栄養成分量及び熱量の試験検査の成績書

試験検査は、研究所又は登録試験機関若しくは都道府県等が設置する食品保健を所管する試験検査機関又は食品衛生法に基づく登録検 査機関により行われたものを添付する。

なお、試験は、製造日が異なる製品又は別ロットの製品を3検体以上、無作為に抽出したもので行う。

ア (略)

イ 関与成分以外の栄養成分及び熱量の試験検査

関与成分以外の栄養成分及び熱量の試験検査方法は、特に定めのない限り、食品表示基準別表第9の第1欄の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる方法によるものとする。

(10) (略)

 $3 \sim 5$  (略)

様式1、2 (略)

参考

申請書類の組み込み順

申請資料の組み込み順については、次のようにする。ただし、再許可 等の申請の場合は、この限りではない。

 $1 \sim 5$  (略)

6 栄養成分の量及び熱量の試験検査の成績書

 $7 \sim 10$  (略)

試験検査は、研究所又は登録試験機関若しくは都道府県等が設置する食品保健を所管する試験検査機関又は食品衛生法に基づく登録検査機関により行われたものを添付する。

なお、試験は、製造日が異なる製品又は別ロットの製品を3検体以上、無作為に抽出したもので行う。

ア (略)

イ 関与成分以外の栄養成分及び熱量の試験検査

関与成分以外の栄養成分及び熱量の試験検査方法は、特に定めのない限り、「栄養表示基準における栄養成分等の分析方法等について」(平成11年4月26日付け衛新第13号厚生省生活衛生局食品保健課新開発食品保健対策室長通知)によるものとする。

(10) (略)

 $3 \sim 5$  (略)

様式1、2 (略)

参考

申請書類の組み込み順

申請資料の組み込み順については、次のようにする。ただし、再許可 等の申請の場合は、この限りではない。

 $1 \sim 5$  (略)

6 栄養成分量及び熱量の試験検査の成績書

 $7 \sim 10$  (略)

| (注) (略) |               |   | (注) (略) |               |                                       |
|---------|---------------|---|---------|---------------|---------------------------------------|
| 別表      |               |   | 別表      |               |                                       |
| =       | 審査申請書の添付書類一覧表 |   | 灌       | 斉査申請書の添付書類一覧表 |                                       |
| (略)     |               |   | (略)     |               |                                       |
| 第1欄     | 1~5 (略)       | 6 (略)   | 第1欄     | 1~5 (略)       | 6 (略)                                 |
|         |               | 7 栄養成分 <u>の</u> 量<br>及び熱量の試験検<br>査の成績書<br>8 (略) |         |               | 7 栄養成分量及<br>び熱量の試験検査<br>の成績書<br>8 (略) |
| (略)     | (略)           | (略)   | (略)     | (略)           | (略)                                   |
| (以下略)   |               |   | (以下略)   |               |                                       |

| 別添3 特定保健用食品(規格基準型)制度における規格基準  | 別添3 特定保健用食品 (規格基準型) 制度における規格基準  |
|---|---|
| (略)   | (略)   |
| 1~3 (略)   | $1 \sim 3$ (略)  |
| 別表 1 (略)<br>別表 2 (略)  | 別表 1 (略)<br>別表 2 (略)  |
| (別紙)<br><b>難消化性デキストリン</b>   | (別紙)<br><b>難消化性デキストリン</b>   |
| 定 義 (略)         含 量 (略)         性 状 (略)         確認試験 (略)         乾燥減量 (略)         灰 分 (略)         微生物限度 (略) | 定 義 (略)         含 量 (略)         性 状 (略)         確認試験 (略)         乾燥減量 (略)         灰 分 (略)         微生物限度 (略) |
| 定量法 (略)<br>(注1)、(注2) (略)  | 定量法 (略) (注1)、(注2) (略)   |

| (24.0) A (L/M/M) [A [] + = + //M) = - ) (T + 0 = 12.0   2   M   A + 1 | (20, 0) A # 446# [20] ** - ++2#0 - 1 - 1 ** 20] ** 20] ** - 1 ** |
|---|---|
| (注3)食物繊維:「食品表示基準について」( <u>平成27年3月30日消食表</u>                           | (注3)食物繊維:「 <u>栄養表示基準における栄養成分等の分析方法等</u> につ  |
| 第139号消費者庁次長通知)により示された分析方法による。   | いて」(平成11年4月26日付け衛新第13号厚生省生活衛生局食品  |
|   | 保健課新開発食品保健対策室長通知)により示された分析方法に   |
|   |   |
|   | よる。   |
| (注4) ~ (注13) (略)  | (注4) ~ (注13) (略)  |
|   |   |
| (以下略)   | (以下略)   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |